

東京行政書士政治連盟 練馬支部細則

令和3年4月23日改定

令和3年7月19日施行

第1条（名称）

本支部は、東京行政書士政治連盟練馬支部（以下「支部」と称する。）とする。

第2条（目的）

支部は、東京行政書士政治連盟（以下「東政連」と言う。）に加入している個人会員（以下「会員」という。）相互の緊密な協力により行政書士制度の発展と円滑な行政に寄与するための政治活動を図ることを目的とする。

第3条（組織）

支部は東政連支部設置規則第3条第1項別紙に基づき練馬区域内に事務所を有する会員をもって組織する。

第4条（事務所）

支部の事務所は、支部長の事務所に置くものとする。

第5条（支部の事業）

支部は、次の事業を行なうものとする

- 一 行政書士業務の発展充実を図るための政治活動
- 二 議員（国・地方の首長を含む。）候補者の推薦
- 三 推薦候補者の選挙応援活動
- 四 東政連との連絡調整
- 五 その他支部において必要と認めた事項

第6条（役員）

支部に次の役員を置く

支部長1名、副支部長5名以内（うち会計を含む）、監査2名以内、理事15名以内

第7条（役員の職務及び報告）

役員は、大会において会員から選任する。

- 2 支部長は、支部を代表して第5条の事業を行う。

- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その業務を代理又は、代行する。
- 4 理事は、支部長、副支部長を補佐するものとし、会計は、支部の会計業務の任にあたる。
- 5 監査は、支部の会計を監査する。
- 6 大会において選任された役員及び議事録については、大会終了後1月以内に会長に報告するものとする。

第8条（顧問及び相談役）

大会の承認を得て、支部に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、支部運営について、意見を述べることができる。
- 3 相談役は、支部運営について、意見を述べることができる。
- 4 顧問、相談役は、役員会に出席することができる。但し議決権は有しない。

第9条（役員任期）

本会支部役員任期と同一とする。

第10条（役員会）

役員会は、必要に応じて支部長が招集する。

第11条（代議員の数および選出）

代議員は毎年4月1日現在の会員数を基準とし、東政連規約施行規則第6条に定める人員を選出する。

- 2 支部長は前項の結果を4月25日までに会長に報告するものとする。

第12条（代議員の職務）

代議員は、東政連大会に出席し、その議決権を行使する。

第13条（代議員の任期）

代議員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第14条（大会の種類）

大会は、定期大会と臨時大会の二種類とする。

- 2 定期大会は毎年4月25日までに開催する。
- 3 臨時大会は、必要に応じて開催するものとする。

第15条（大会の定足数）

会員総数の3分の1以上の出席（委任状も含む）がなければ大会を開くことが出来ない。

2. 支部の役員の過半数が、天災その他不可抗力又は感染症、伝染病の大規模な流行その他公衆衛生上の緊急事態等により、個人支部会員が当該支部の大会に出席することが著しく困難であると決定した場合は、個人支部会員は、電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により支部の大会に参加することができる。電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により参加した個人支部会員は、支部の大会に出席したものとみなす。

する。

第16条（大会の議決事項）

次に掲げる事項は、大会の議決を得なければならない。

- 一 支部細則の変更に関する事項
- 二 支部役員を選任、解任に関する事項
- 三 年度収支計算に関する事項
- 四 その他大会において審議することを適当と認めた事項

第17条（議決）

支部大会および役員会は出席者の過半数で決し可否同数の時は議長がこれを決する。

第18条（会計）

支部会費は徴収せずに、東政連の交付金その他を持って当てる。

第19条（会計年度）

支部の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条（補則）

本細則にない事項については、役員会で決定する。

附則

- 1 この支部細則は平成20年4月23日から施行する。
- 2 この支部細則は平成30年4月20日一部改正し、平成30年7月30日より施行する。
- 3 この支部細則は令和3年4月23日の支部大会で議決し、一部改正し、令和3年7月19日の本会会長の承認日より施行する。